

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日に当
たるときは、そ
の翌日)

目 次

- ◇ 告 示 町等の区域の新設等 (二件) (市町村振興課)
- 鳥取県女性労働問題に関する意識と実態調査実施要綱 (女性青少年課)
- 公衆浴場入浴料金の統制額の指定 (県民生活課)
- 土地改良区の役員の退任 (農村整備課)
- 県営土地改良事業計画の決定 (〃)
- 土地改良事業の認可申請の適否の決定 (〃)
- 保安林の指定の解除予定 (森林保全課)
- 土地区画整理法による換地処分 (都市計画課)
- 土地区画整理法による換地処分 (都市計画課)
- 開発行為に関する工事の完了 (六件) (〃)
- 鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称等の一部改正 (会計課)
- ◆ 教委告示 平成九年度鳥取県立高等学校入学者選抜方針 (高等学校課)
- ◆ 公 告 改良普及員資格試験の実施 (経営指導課)
- ◆ 雑 報 第二種大規模小売店舗についての意見の聴取 (経営流通課)
- ◆ 正 誤 平成八年六月十四日付鳥取県規則第四十号中訂正

告 示

鳥取県告示第四百三十六号

地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号) 第二百六十条第一項の規定に基づき、鳥取市長から次のとおり町の区域を新たに画し、町及び字の区域を変更し、並びに字の区域を廃止する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

この町の区域の新設、町及び字の区域の変更並びに字の区域の廃止は、平成八年六月二十八日からその効力を生ずる。

平成八年六月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

新たに画する町
の名称

同上の区域 (平成八年四月二十四日現在の地番による。)

美萩野四丁目	美萩野三丁目二二八の二から二二八の一〇まで、一二九の二から一二九の五まで、一三〇の二から一三〇の五まで
	伏野字沖田ノ二 四二二の一、四二二の二
	伏野字清水谷の全域
	伏野字中山の全域
	伏野字南谷の全域
	伏野字桐谷五二〇の一、一八三〇の一、一八三〇の二、一八三二
	三津字狭間谷の老四七二から四七四まで、四七六、四九四の一、四
	九四の二、四九六、一〇〇四、一〇〇七、一〇〇八及びこれらと一
	体をなす国有地
	三津字坂ノ谷の全域

区域を変更する町及び字の名称	同上の区域（平成八年四月二十四日現在の地番による。）
美萩野三丁目	美萩野三丁目のうち一二八の二から一二八の一〇まで、一二九の二から一二九の五まで、一三〇の二から一三〇の五まで以外の区域
伏野字沖田ノ二	伏野字沖田ノ二のうち四二二の一、四二二の二以外の区域
伏野字桐谷	伏野字桐谷のうち五一〇の一、一八三〇の一、一八三〇の二、一八三一以外の区域
三津字狭間谷ノ	三津字狭間谷の壺のうち四七二から四七四まで、四七六、四九四の一、四九四の二、四九六、一〇〇四、一〇〇七、一〇〇八及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
三津字西傍ノ	三津字西傍字ノ壺のうち五一五から五一七まで、九九九の一から九九九の三四まで、一〇〇〇の二から一〇〇〇の五まで、一〇〇一の二、一〇〇二の一から一〇〇二の二四まで、一〇〇三以外の区域
廃止する字の名称	伏野字清水谷、伏野字中山、伏野字南谷、三津字坂ノ谷

鳥取県告示第四百三十七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、鳥取市長から次のとおり町の区域を新たに画し、町及び字の区域を変更し、並びに字の区域を廃止する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

この町の区域の新設、町及び字の区域の変更並びに字の区域の廃止は、土地区画整理法（昭和二十九年法律第十九号）第百三条第四項後段の規定による鳥取市本的場土地区画整理事業施行地区の宅地の換地処分公告があった日の翌日からその効力を生ずる。

平成八年六月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

新たに画する町 の名称	同上の区域（平成七年十一月十三日現在の地番による。）
的場一丁目	叶字樋詰メの一、一の八、一の一〇から一の一二まで 西大路字樋詰一の一、一の五、三の八、四の二、五の三、五の四及びこれらと一体をなす国有地の一部 的場字樋詰下タの全域 的場字大樋詰六の一から六の六まで、七、七の一、一三の一、一三の三から一三の五まで、一九の一、二二の一 的場字六反長三三、一三三の一、二四の一、二四の二、二五の一から二五の三まで、二六、二七、二八の一から二八の六まで、二九の一、二九の六から二九の八まで、三〇の三、三〇の五、三〇の六、三二の四、三一の五及びこれらと一体をなす国有地 的場字小樋詰五〇の七、五二の一、五二の二、五二の四、五二の七から五二の九まで、五二、五二の一、五三の二から五三の九まで、

<p>的場三丁目</p>	<p>五四の一、五四の四、五四の六、五四の七、五五の一、五五の四、五五の七、五五の八及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>叶字樋詰メ一の五、一の九、二の一、二の五、二の八から二の一〇まで、三の一、三の三、四の一、四の五、四の七、四の八、五の一の一部、六から八までの一部、八の一の一部</p> <p>的場字六反長二九の二から二九の五まで、三〇の一、三〇の二、三〇の四、三一の一から三一の三まで、三二の一、三二の二、三三の一、三三の二、三四の一、三四の二及びこれらと一体をなす国有地の場字上ハブ丁三五の一部、三六の一部、三八の一部、三九の一の一部、三九の二、三九の三、三九の六、四〇の一部、四〇の三、四一の一の一部、四三の一の一部、四三の二の一部、四三の五、四三の八の一部、四四の一から四四の三まで、四五の一、四五の二、四六の一から四六の五まで、四七の一から四七の五まで及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>的場字小樋詰四八の一から四八の四まで、四九の一から四九の三まで、五〇の一から五〇の六まで、五〇の八、五〇の九、五一の三、五一の五、五一の六、五三の一、五四の二、五四の三及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>的場字下ハブ丁五七の一から五七の三まで、五八の一、五八の三、五八の五、六〇の一、六〇の三の一部、六〇の四、六一の一の一部、六一の二及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>叶字樋詰メ五の一の一部、六から八までの一部、八の一の一部、九の一から九の六まで、九の一〇、九の一及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>叶字四反田九〇の一、九〇の二、九〇の三の一部、九一の一、九一の三の一部、九二の二、九二の六の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
--------------	---

<p>的場四丁目</p>	<p>有地</p> <p>的場字上ハブ丁三五の一部、三六の一部、三七、三七の二、三八の一部、三八の二、三九の一の一部、三九の四、三九の五、四〇の一部、四〇の二、四一の一の一部、四二の二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>的場字大隈七六の一の一部、七六の二の一部、七六の五の一部、七六の六、七七の一、七七の二、七八、七九の一から七九の三まで、八〇の一から八〇の四まで、八一の一、八一の二、八二、八二の一から八二の八まで及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>的場字中野八三の一の一部、八三の二の一部、八四の一の一部、八五の一の一部、八六の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>的場字寺後口九六の一の一部、九六の二の一部、九七の一の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>叶字四反田九二の六の一部及びこれと一体をなす国有地</p> <p>的場字中野八三の一の一部、八三の二の一部、八四の一の一部、八四の二、八五の一の一部、八五の二、八六の一部、八七の一、八七の二、八七の三の一部、八七の四の一部、八七の五、八八の一、八八の三、八九の一、九〇の一、九〇の二及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>的場字寺後口九一の一、九一の二、九二の一、九二の二、九三の一、九三の二の一部、九三の三の一部、九三の四、九三の五、九四の一の一部、九四の四の一部、九五の一の一部、九五の二、九五の三の一部、九五の四、九六の一の一部、九六の二の一部、九七の一の一部、九七の三の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
--------------	---

区域を変更する町及び字の名称	同上の区域（平成七年十一月十三日現在の地番による。）
叶字樋詰メ	叶字樋詰メ一の二、一の六、一の七、二の二、二の六、二の七、三の二、三の四、四の二から四の四まで、四の六、四の九、四の一〇、五の二から五の五まで、九の七から九の九まで、一〇の三、一〇の四及びこれらと一体をなす国有地
叶字四反田	叶字四反田のうち九〇の一、九〇の二、九〇の三の一部、九一の一、九一の三の一部、九二の二、九二の六及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 的場字中野八三の三、八三の四、八七の三の一部、八七の四の一部、八八の二、八八の四から八八の六まで、八九の二から八九の四まで及びこれらと一体をなす国有地
的場	的場字上ハブ丁四一の一部、四一の二の一部、四二の一、四二の二、四三の一の一部、四三の二の一部、四三の三、四三の四、四三の六、四三の七、四三の八の一部及びこれらと一体をなす国有地 的場字下ハブ丁六〇の三の一部、六一の一の一部及びこれらと一体をなす国有地 的場字前田六二の一、六二の四、六三の一、六三の四、六四の一、六四の二、六五の二、七四の九及びこれらと一体をなす国有地 的場字大隈七六の一の一部、七六の二の一部、七六の三、七六の五の一部及びこれらと一体をなす国有地 的場字寺後口九三の二の一部、九三の三の一部、九四の一の一部、九四の二、九四の三、九四の四の一部、九五の一の一部、九五の三の一部、九五の五、九七の一の一部、九七の二、九七の三の一部及びこれらと一体をなす国有地 的場字寺廻り九九の一、九九の二、一〇〇の一、一〇〇の四、一一

的場字前田	一の三、一一一の四、一一一の六、一一一の七、一一一の二四、一一八及びこれらと一体をなす国有地の一部 的場字檜橋一四五の四、一四八の一から一四八の五まで及びこれらと一体をなす国有地の一部
的場字寺廻り	的場字大隈七六の四 的場字寺廻りのうち九九の一、九九の二、一〇〇の一、一〇〇の四、一一一の三、一一一の四、一一一の六、一一一の七、一一一の二四、一一八及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域
的場字檜橋	的場字檜橋のうち一四五の四、一四八の一から一四八の五まで及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域
西大路字樋詰	西大路字樋詰のうち一の一、一の五、三の八、四の二、五の三、五の四及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
西大路字松ノ木	西大路字松ノ木の全域 的場字大樋詰一五の二から一五の五まで、一六の二から一六の五まで、一七の二から一七の五まで、一八の二から一八の四まで、一八の六、一八の七、一九の二から一九の四まで、一九の六から一九の八まで、二〇の二から二〇の五まで、二一の三、二一の四、二一の六、二二の一五、二二の一六及びこれらと一体をなす国有地
廃止する字の名称	的場字樋詰下夕、的場字大樋詰、的場字六反長、的場字小樋詰、的場字下ハブ丁、的場字中野、的場字上ハブ丁、的場字大隈、的場字寺後口

鳥取県告示第四百三十八号

鳥取県統計調査条例（昭和二十五年三月鳥取県条例第七号）に基づき、女性労働問題に関する意識と実態調査を次の要綱により行うので、同条例第二条の規定により告示する。

平成八年六月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 調査の目的
鳥取県女性労働問題に関する意識と実態調査実施要綱

この調査は、女性労働者等の意識及び実態を把握することにより、今後の女性労働施策の基礎資料を得ることを目的とする。

二 調査の対象
この調査は、県内に居住する年齢満十八歳から満五十九歳までの者のうち別に定める方法によって抽出した雇用労働者二千人（男性千人、女性千人）及び男女家族従業者三百人について行う。

三 調査の期日

この調査は、平成八年七月一日に行う。

四 調査の方法

この調査は、知事が別に定める調査票により郵送調査の方法で行う。

五 調査事項

この調査は、次に掲げる事項に関する意識と実態を調査する。

- 1 就労の実態
- 2 就業意識
- 3 男女の均等な雇用機会等
- 4 育児・介護休業制度
- 5 女子再雇用制度

6 パートタイム労働

7 家庭生活

8 対象者の属性

9 その他

六 調査票の提出期限及び提出先

この調査の調査票は、平成八年七月十日までに知事に提出するものとする。

七 結果の公表

この調査の結果は、結果報告書を作成して公表する。

鳥取県告示第四百三十九号

公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令（昭和三十二年厚生省令第三十八号）第二条の規定に基づき、公衆浴場入浴料金の統制額を次のように指定し、平成八年七月一日から施行する。

平成五年二月鳥取県告示第七十号（公衆浴場入浴料金の統制額の指定については、平成八年六月三十日限り廃止する。

平成八年六月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区 分	入 浴 料 金	
	大 人 (十二歳以上の者)	中 人 (六歳以上十二歳未満の者)
	小 人 (六歳未満の者)	
統制額 (一人につき)	二百九十円	五十円

鳥取県告示第四百四十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり仙津土地改良区から役員が退任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成八年六月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

理事 清 水 俊 男 東伯郡東郷町大字松崎三九一

平成八年一月二十四日退任

鳥取県告示第四百四十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定に基づき、県営土地改良事業（県営土地改良総合整備事業弓浜地区農道整備及び暗きよ排水）に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成八年六月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧に供する期間

平成八年七月一日から二十一日間

三 縦覧に供する場所

境港市役所

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る土地改良事業計画について、異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第四百四十二号

河原町が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業下曳田地区農業用排水）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成八年六月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

平成八年七月一日から二十一日間

三 縦覧に供する場所

河原町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第四百四十三号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成八年六月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

日野郡日南町神福字塩瀧山二〇六九の八八・二〇六九の一三三（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

道路用地とするため

（次の図）は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び日南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第四百四十四号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第百三条第三項の規定に基づき、鳥取市本場土地地区画整理組合から鳥取市本場土地地区画整理事業施行地区の宅地について換地処分をした旨の届出があったので、同条第四項後段の規定により告示する。

平成八年六月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第四百四十五号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成八年六月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成七年三月三日 鳥取県指令都計三一第一十一号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市面影一丁目及び大杣

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市秋里三三五

八幡建設株式会社

代表取締役 山本 悟

鳥取県告示第四百四十六号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成八年六月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成七年十月二十七日 鳥取県指令都計三一第二十二号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市加露町字中浜

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市湖山町北三丁目三二一

有限会社 前田食品

代表取締役 前田 公夫

鳥取県告示第四百四十七号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成八年六月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成八年一月三十日 鳥取県指令都計三十一第七号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市夜見町字新開七及び字砂浜四

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

松江市東本町五丁目七

有限会社 外苑

代表取締役 竹之内 翼

鳥取県告示第四百四十八号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成八年六月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成八年四月三十日 鳥取県指令都計三十二第三号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市蚊屋字千摺

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市蚊屋二九二

田 中 幸 子

鳥取県告示第四百四十九号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成八年六月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成八年四月三十日 鳥取県指令都計三十二第四号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市蚊屋字千摺

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市蚊屋三六二一六

田 子 祐 侶

鳥取県告示第四百五十号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）附則第五項において準用する同法第三十六条第三項の規定により告示する。

平成八年六月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成八年一月二十九日 鳥取県指令郡土維八第七号

二 開発区域に含まれる地域の名称

八頭郡家町大字福本字天王木東分、字小山西分及び字小山東分

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市富安二丁目一七三

株式会社 ケーティー

代表取締役 田 中 一 義

鳥取市瓦町二〇九

有限会社協同商事

代表取締役 山 田 眞 人

鳥取県告示第四百五十一号

昭和五十年六月鳥取県告示第五百二十七号（鳥取県指定金融機関、鳥取県指定代理金融機関及び鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称等について）の一部を次のように改正し、平成八年七月一日から施行する。

平成八年六月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

第三号の表中

香取開拓農	本 所	西伯郡大山町	株式会社山陰合同銀行
業協同組合	本 所	豊房	大山支店
泊村漁業協	本 所	東伯郡泊村大	株式会社山陰合同銀行
同組合	字泊	泊支店	

を

香取開拓農	本 所	西伯郡大山町	株式会社山陰合同銀行
業協同組合	豊房	大山支店	

に改める。

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第八号

平成九年度鳥取県立高等学校入学者選抜を次の方針により実施する。

平成八年六月二十八日

鳥取県教育委員会委員長 大 石 徹

平成九年度鳥取県立高等学校入学者選抜方針

鳥取県教育委員会

1 基本方針

平成九年度県立高等学校入学者の選抜は、中学校長が作成した調査書と、学力検査の成績等を併せて、学校、学科又はコースの特性に配慮しつつ、その教育を受けるに足る能力、適性等を総合的に判定して行うものとする。

2 調査書

(1) 調査書は、平常の学習の記録、行動の記録等について記入するものとする。
(2) 指導要録に記載されている事項については、指導要録から転記し、その他の事項については、中学校長が評定して記入する。

なお、学習の記録のうち、第3学年の必修教科及び選択教科の共通履修としての英語については、10段階の相対評価により評定し、これを数量化して評定点とする。また、第3学年の選択教科のうち共通履修としての英語以外の教科については、

<p>5段階評定とする。</p> <p>3 学力検査</p> <p>(1) 実施教科 国語、社会、数学、理科及び英語の5教科とする。 ただし、定時制課程（夜間に限る。）については、3教科とする（国語は必須とするが、残りの2教科は他の4教科のうちから選択して受検する。）。</p> <p>(2) 出題 ア 中学校の学習指導要領に示されている各教科の目標に即して、基本的事項を中心に出题する。 イ 各教科とも、標準時数で履修した程度の内容とし、できるだけ思考力や判断力などをみるように配慮する。 なお、国語には作文、英語には聞取りを出题する。</p> <p>(3) 実施期日 平成9年3月11日（火）</p> <p>(4) 実施時間 午前9時20分から開始し、各教科とも50分間で、国語、数学、社会、英語、理科の順に実施する。</p> <p>(5) 傾斜配点 高等学校長は、学科又はコースの特性に応じて、特定の教科の学力検査成績に傾斜配点することができる。ただし、コース制を設けていない普通科は除く。 傾斜配点ができる教科数は1教科又は2教科、傾斜倍率は1.5倍又は2倍とする。</p> <p>4 面 接 入学志願者全員に対して実施する。</p> <p>(1) 実施期日 平成9年3月11日（火）又は同月12日（水）</p> <p>(2) 実施方法等 別に定める。</p>	<p>5 実技検査 高等学校長は、学科・コースの特性に応じて実技検査を実施することができる。この場合、50点までの範囲で評点化することができる。</p> <p>(1) 実施期日 平成9年3月11日（火）又は同月12日（水）</p> <p>(2) 実施方法等 別に定める。</p> <p>6 出 願 (1) 入学志願者は、第1志望のほか第2志望として同一学校内の他の課程、学科を志願することができる。 (2) 入学志願者は、出願期間終了後、定められた期間内に1回に限り志願を変更することができる。</p> <p>7 選抜方法（推薦入学を除く。） 高等学校長は、1の基本方針に基づき、中学校長から提出された調査書と学力検査の成績等を併せて選抜を行う。 選抜に当たっては、第3学年の各教科（選択教科は、共通履修としての英語のみとする。以下同じ。）の合計評定と学力検査の総得点（特定の教科に傾斜配点を行った場合は傾斜後の、実技検査の点数化を行った場合は加点後の総得点とする。）との総計による順位をもとに総合的に選考し、調査書の第3学年の各教科の学習の記録以外の記録（第3学年の共通履修としての英語以外の選択教科の学習の記録を含む。）、面接の結果、実技検査の結果等について具体的な取扱いの基準を定め、積極的に活用したうえで可否を決定するものとする。 また、過年度中学校卒業生については、調査書の内容が中学校卒業時のものに固定されているところから、本人の不利にならないよう考慮するものとする。</p> <p>8 海外帰国生徒に対する配慮 海外帰国生徒に対する入学選抜は、その者の海外経験等の事情を勘案し、弾力的に実施することができる。</p>
--	---

なお、海外帰国生徒とは、次の各項のいずれにも該当する者とする。

- (1) 帰国後の期間
帰国した日から入学者選抜を受ける年の2月1日までの期間が3年以内
- (2) 外国における在住期間
帰国時からさかのぼり継続して1年以上
- 9 再募集
入学判定者が募集定員に満たない課程、学科がある高等学校は、再募集を実施する。
- 10 推薦入学
高等学校長は、学校、学科又はコースの特性に応じて、推薦入学者の選抜を実施することができる。
- (1) 実施期日
平成9年2月3日(月)
- (2) 実施方法等
別に定める。
- 11 その他
3の(5)の傾斜配点、5の実技検査及び10の推薦入学の実施校、実施方法(傾斜配点する教科、傾斜倍率、実技検査の配点、推薦募集人員等)などは、県教育委員会においてとりまとめ、できるだけ早い時期に公表するものとする。

公 告

鳥取県改良普及員資格試験条例(昭和27年12月鳥取県条例第59号。以下「条例」という。)第2条の規定に基づき、改良普及員資格試験を次のとおり実施する。

平成8年6月28日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 1 試験の期日
平成8年10月8日(火)及び同月9日(水)
- 2 試験の場所
鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁講堂
- 3 試験の方法
(1) 試験は、筆記試験及び口述試験とする。
(2) 筆記試験は、改良普及員として必要な教養及び農業又は家政についての専門的技術及び知識に関する事項について、次の項目により行う。

必須項目	基礎選択項目	専 門 選 択 項 目
教育概論	農 業 経 営	作物、園芸、植物病理及び昆虫、植物育種、植物生理、 土壌肥料、微生物学、生物化学、食品化学及び食品加工、 畜産、家畜衛生、農業水利及び土地改良、農業機械、農 業経済、農村社会学、統計学及び情報処理
	生 活 経 営	被服衛生及び被服管理、労働衛生、人間工学、栄養学、 食品化学及び食品加工、生物化学、微生物学、食生活、 住居生活及び住居環境、建築設計、農村計画、家庭経済、 生活福祉、発達心理学、健康管理、農村社会学、統計学 及び情報処理

この場合において、必須項目及び基礎選択項目についての筆記試験は、択一式又は記述式の試験(以下「択一・記述試験」という。)とし、基礎選択項目は、(2)の表の基礎選択項目の欄に掲げたものの中から、1項目を選択するものとする。
また、専門選択項目についての筆記試験は、択一・記述試験及び論文試験とし、選択した基礎選択項目に応じ、(2)の表の専門選択項目の欄に掲げたものの中から、択一・記述試験にあつては3項目を、論文試験にあつては1項目を選択するものとする。その際には、択一・記述試験と論文試験において同一のこうもくを重複して選択することができる。

(3) 口述試験は、社会常識その他改良普及員として必要な能力について行う。
 4 受験資格
 試験を受けることができる者は、条例第4条各号に掲げる者（条例第5条第1項又は第2項の規定の適用を受ける者を含む。）とする。
 なお、条例第4条第2号の知事が別に定める履修基準は、次の表の課程の区分に応じ、同欄に掲げる課程ごとに同表の履修科目の欄に掲げる科目のうち4科目以上を履修していることとする。

課程	履修科目
生物	生態学、分類学、生理学、形態学、遺伝学、微生物学、生物化学、有機化学、土壌学、統計学
化学	物理化学、無機化学、有機化学、分析化学、生物化学、栄養化学、食品化学、微生物学、土壌学、統計学
機械	機構学、材料力学、機械製図、応用数学、生物化学、計測工学、工業力学、電子工学、情報工学、統計学
土木	水工学、測量学、土質工学、構造力学、水理学、土木材料学、土木施工法、環境工学、情報工学、統計学
建築	環境工学、設計製図、建築設備、住居史、地域計画、都市計画、建築計画、農村計画、色彩学、統計学
保健	労働衛生学、運動生理学、精神衛生、保健衛生、保健学、保健管理学、人類生態学、統計学
法律	民法、商法、労働法、税法、農業法、環境法、経済政策、経済原論、経営学、統計学
経済	経済原論、経済政策、金融論、会計学、経営学、農業経済学、地域経済論、統計学
経営	経営学原論、会計学、簿記、マーケティング論、生産管理学、経済原論、経済政策、統計学
社会	社会学原論、農村社会学、産業社会学、社会心理学、社会調査、家族社会学、地域社会学、統計学
教育	教育原理、教育心理学、教科教育法、教育史、発達心理学、青年心理学

- 5 受験願書の受付期間
 平成8年7月1日（月）から同年8月20日（火）まで（郵送による場合は、平成8年8月20日（火）までの消印のあるものに限り受け付ける。）
- 6 受験願書の提出先
 〒680-70 鳥取市東町一丁目220 鳥取県農林水産部経営指導課（持参又は郵送による。）
- 7 受験願書の添付書類
 ア 履歴書
 イ 受験資格を有する者であることを証明する書類
 ウ 写真（出願前6月以内に脱帽して正面から撮影した上半身像のもので縦4センチメートル、横3センチメートルの大きさのもの）
- 8 受験手数料及び納付方法
 (1) 受験手数料は、3,010円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の所定欄にはり付けて納付すること。この場合、消印しないこと。
 なお、県外に居住する者は、その金額を現金書留で納付することができる。
- (2) 既納の手数料は、還付しない。
- 9 合格者の発表
 試験に合格した者の氏名は、試験実施後1月以内に鳥取県公報により公表するとともに、合格者にその旨を通知し、合格証書を交付する。
- 10 その他
 (1) 試験に不正行為があった場合には、当該不正行為に関係のある者について、その試験を停止し、又はその合格を無効とする。
 (2) 試験願書及び履歴書の用紙は、鳥取県農林水産部経営指導課及び各農業改良普及センターにおいて交付する。その交付を郵便により請求する場合は、80円切手をはった、あて先明記の返信用封筒を同封すること。
 (3) 試験に関する詳細は、鳥取県農林水産部経営指導課（電話 0857-26-7274）に照会すること。

雑 報

正 誤

大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律（昭和48年法律第109号。以下「法」という。）第7条第2項の規定により、次の第二種大規模小売店舗に係る届出事項について申出をしようとする者は、その意見を、大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律施行規則（昭和49年通商産業省令第17号）第9条に定めるところにより、平成8年7月12日までに鳥取県商工労働部経営流通課に提出してください。

平成8年6月28日

鳥取県大規模小売店舗審議会会長 田 中 肇 篤

○ 法第6条第2項の届出に係るもの

- 1 届出者の名称
株式会社ジュンテンドー
- 2 第二種大規模小売店舗の名称及び所在地
ホームセンタージュンテンドー安倍店
米子市安倍169外
- 3 現在の店舗面積
999㎡
- 4 増加しようとする店舗面積
696㎡
- 5 店舗面積を増加する日
平成8年11月11日

平成八年六月十四日公布の鳥取県規則第四十号（鳥取県建設工事執行規則の一部を改正する規則）中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

頁 段 行 誤 正

五 上 十二 「第四十条」を「から」「第四十条、第四十三条」

第四十条の「まで」に を「から第四十条の「まで」
第四十二条」に

五 上 後ろから十 第四十四条第六項 第四十三条第六項